

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年5月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第16号

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表5の項中「限る。）」の右に「，主席研究員」を加える。

附 則

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)